

神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験 運営パートナー事業者募集要領 (公募型プロポーザル)

1. 事業目的・概要

(1) 目的

次の目的の達成を目指して、神戸市と運営パートナーが協働で社会実験を実施する。

- ・神戸モデル標準服の全市的なリユースシステムを導入し、生徒保護者の経済的負担軽減及び利便性を向上する
- ・従来は、校内での標準服リユースに使用される以外は、卒業後に廃棄されていたと思われる標準服の全市的なリユースを促進することで、廃棄物を減らし、環境保護に資する仕組みとする
- ・従来、校内での標準服リユースにかかわっていた学校現場や保護者（PTA 等）の負担を軽減し、安心して利用できる持続可能な仕組みとする。

(2) 神戸モデル標準服の概要及び背景等

- ・令和 5 年度に導入を開始した市立中学校における共通の標準服であり、令和 7 年度時点では全員着用 33 校、希望者着用（従来の独自標準服との併用）49 校で導入している。
- ・販売店は届出制となっており、全員着用校では、届出販売店の中から学校が見積合わせ等で選定した「推奨販売店」が校内での販売・採寸を担っている。
- ・神戸モデル標準服導入以前より、各校独自の標準服のリユースの取組は各校内で行われてきたが、担い手である PTA 等は全国的に減少傾向にある。

(3) 事業内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(4) 実施対象

神戸市立中学校（分校除く）・義務教育学校（後期課程） 82 校のうち、原則、全員着用校 33 校を対象とする（希望者着用校 49 校の参画は任意）。

(5) 期間（予定）

令和 7 年 9 月上旬から令和 9 年 5 月 31 日（月）まで

2. 選定に関する事項

(1) 評価基準

別紙 2 「審査基準及び配点表」に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験運営パートナー事業者」選定委員会が行い、候補者 1 者を選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
 - ア) 日時 令和 7 年 8 月上旬（予定）
 - イ) 場所 神戸市教育委員会事務局会議室（予定）
 - ウ) 方法 企画提案書によるプレゼンテーション（モニターは使用可。追加資料の配布は不可）
※応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて、企画提案書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。
- ③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定委員による多数決で決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、本市ホームページに掲載する。

3. 応募資格

次に掲げる条件のいずれにも該当しないこと。

- ア 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である団体でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成 22 年 5 月市長決定）第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- エ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を、滞納又は未申告である団体でないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと。
- カ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体でないこと。
- キ その他本社会実験の運営パートナーの対象としてふさわしくないもの。

4. 協定の締結

候補者として特定された者は、市と本事業の内容に係る協議を行い、内容を確定した上で速やかに本事業に関する協定を締結すること。

5. スケジュール

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 応募書類等の配布 | 令和 7 年 6 月 16 日（月） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限・質問受付締切 | 令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時 |
| (3) 参加資格決定通知・質問に対する回答 | 令和 7 年 7 月 7 日（月）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 7 月 29 日（火）17 時 |
| (5) 提案審査会（プレゼンテーション） | 令和 7 年 8 月上旬（予定） |
| (6) 選定結果通知 | 令和 7 年 8 月上旬（予定） |
| (7) 協定締結 | 令和 7 年 8 月下旬（予定） |
| (8) 事業開始 | 令和 7 年 9 月（予定） |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出（エントリー）

- ① 提出期限 令和7年6月30日（月）17時
- ② 提出先 神戸市教育委員会事務局学びの推進課
- ③ 提出書類（各1部）

【共通・必須】

- ア) 参加申請書（様式第1号）
- イ) 会社概要（様式自由）

【神戸市の入札参加資格がない場合】※共同企業体構成員で神戸市の入札資格がない者も提出
ウ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第2号）

エ) 法人登記簿謄本（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）

- オ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分、写し可）
- ・滞納がないことを納税証明により証明すること。
 - ・当該市町村に上記様式がない場合は各市町村税の納付を証する証明書を提出すること。

【共同企業体を結成する場合】

- カ) 共同企業体結成届出書（様式第3号）

（神戸モデル標準服の製造認定メーカー及び届出販売店は神戸市の入札参加資格者に準じる）

(2) 提出方法

郵送、持参のいずれかとする。郵送の場合は、簡易書留等、配達記録が残るものによること。

持参する場合は、「神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）」第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時～正午・午後1時～午後5時に提出すること。

※参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失する。なお、提案審査会開催後に、評価点が最も高い申請者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点の申請者を本業務の契約候補者として繰り上げることとする。

- ・本書3の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・本書6（1）に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 質問の受付

企画提案及び審査に関する質問について、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期限 令和7年6月30日（月）17時
- ② 提出方法 質問票（様式第4号）に記載し、電子メールで提出
- ③ 回答 参加資格の決定通知とともに、参加資格を有する事業者からの質問については、令和7年7月7日（月）を目途に電子メールにて回答する。

※参加資格に関する質問は6月25日（水）まで電子メールで受付、随時回答する。

7. 企画提案書等の提出に関する事項

(1) 提出方法

電子データ（Adobe PDF。提出時は必ず担当者へ受信の確認を行うこと）

(2) 提出期限

令和7年7月29日(火) 17時

(3) 提出先

神戸市教育委員会事務局学びの推進課

(4) 提出書類

① 企画提案提出書(様式第5号)

② 企画提案書

- ・ 様式自由、A4サイズで印刷可能なもの。
- ・ 概ね10ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。
- ・ 企画提案書の必須記入項目は、下記のとおりとする。
 - ア) 実施概要、実施方針
 - イ) 運営実績、体制及び方法
 - ウ) 運営に必要な設備(回収箱、倉庫等) ※不要であればその旨を記載
 - エ) 保護者の利便性、学校の作業負担
 - オ) 安全管理(情報セキュリティ含む)

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市教育委員会事務局学びの推進課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局学びの推進課 担当: 佐野・杉本